

平成 21 年度

沖縄県健全化判断比率審査意見書

沖縄県資金不足比率審査意見書

沖縄県監査委員

沖縄県監査委員報告第6号
平成22年9月7日

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県監査委員 又吉 春三
沖縄県監査委員 幸地 啓子
沖縄県監査委員 嘉陽 宗儀
沖縄県監査委員 具志 孝助

平成21年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び
沖縄県資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度沖縄県健全化判断比率及び沖縄県資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

次目

平成21年度沖縄県健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年8月3日付け総財第778号をもって審査に付された平成21年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	平成21年度 (%)	平成20年度 (%)	比較 増減(△)	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
①実質赤字比率	—	—	—	3.75	5
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	25
③実質公債費比率	11.4	11.2	0.2	25	35
④将来負担比率	122.7	129.7	△ 7.0	400	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示している。
・連結実質赤字比率の財政再生基準は、3年間の経過措置により、平成20年度決算及び21年度決算は25%、22年度決算は20%、23年度決算以降は15%となっている。

4 審査の意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため算定されない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準に達していないが、収入に対する借金返済額の割合を示す実質公債費比率は、前年度に比べ0.2ポイント高くなっている。

平成22年3月に策定した「今後の財政收支の見通し」において、今後も公債費の増加が見込まれている。安定的な財政基盤を確立するため、県債の発行に当たっては、慎重に対応していただきたい。

平成21年度沖縄県資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年8月3日付け総財第778号をもって審査に付された平成21年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記11の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

会 計 名	平成21年度比率	平成20年度比率	経営健全化基 準 (%)
①沖縄県水道事業会計	—	—	20.0
②沖縄県工業用水道事業会計	—	—	20.0
③沖縄県病院事業会計	—	—	20.0
④沖縄県下水道事業特別会計	—	—	20.0
⑤沖縄県中央卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
⑥沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑦沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	—	—	20.0
⑧沖縄県自由貿易地域特別会計	—	—	20.0
⑨沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	—	—	20.0
⑩沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	—	—	20.0
⑪沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足額が生じていないため、「—」で表示している。

4 審査の意見

審査した上記11の公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため算定されない。

しかし、沖縄県病院事業会計においては、当年度未処理欠損金（累積赤字）が231億9,120万3千円で、依然として多額となっていることから、引き続き経営の健全化に取り組む必要がある。